

習志野市学校給食センター建替事業 実施方針に関する意見書の回答

習志野市学校給食センター建替事業 実施方針に関する意見書の回答は、以下のとおりです。

No	資料名等	該当箇所								項目	質問	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(7)	a			
1	実施方針	4	I	1	(5)	⑥				事業者の収入	貴市が事業者にお支払いになる割賦金利については、事業契約にて予め定める基準日(施設引渡日の2営業日前等)に決定するTSR等の公表指標を基準金利として、当該基準金利に事業者が提案するスプレッドを加算して算定されることになると考えますが、スプレッドは支払繰延リスクに対する適正な「利益部分」という原則を鑑み、仮に基準金利がマイナスの場合は0%を下限として設定いただけますようお願い致します。	実施方針に関する質問書に対する回答No.60をご参照ください。
2	実施方針	7	II	3						募集及び選定スケジュール	本事業では、配送及び配膳室業務が含まれておりますので、配送校及び配膳室の見学を検討して頂けますでしょうか。	実施方針に関する質問書に対する回答No.29をご参照ください。
3	実施方針	9	II	4	(7)					参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知	仮に応札者が1グループであった場合でも、入札は成立すると考えてよろしいでしょうか。応札者が1グループの場合に入札を不成立としてしまうと、応札に前向きな事業者の意欲を削いでしまう可能性があるだけでなく、給食センター完成のスケジュールが後ろ倒しになってしまうリスクもあるため、応札グループ数にかかわらず入札を成立くださいますようお願い致します。	参加者が1グループであっても特段の事情がない限り執行します。
4	実施方針	24								リスク分担表	基準金利決定日は施設引き渡しの直前(2営業日前等)に設定させていただきますようお願い致します。(基準金利決定日と融資実行日までの期間が長くなればなるほどフォワードコストが上昇するため)	ご質問の内容での規定を予定しています。詳細は、入札公告時に示す事業契約書(案)をご参照ください。
5	実施方針	24								リスク分担表(案) 19、20金利リスク	施設整備に係る対価のうち割賦払い部分に用いる基準金利がマイナスとなった場合、基準金利の下限は0%となることを確認させていただきます。民間事業者はマイナス金利での資金調達はできません。なお、直近で公募されている国及び他の自治体のPFI事業においては、公表資料にて基準金利の下限を0%とすることが提示されています。本件も同様としていただきたくお願いします。	実施方針に関する質問書に対する回答No.60をご参照ください。